

Press Release

厚生労働省 神奈川労働局発表 令 和 元 年 10 月 9 日 担 神奈川労働局労働基準部監督課

監督課長 細貝 浩之

長時間労働が疑われる事業場に対する 平成30年度の監督指導結果を公表します

神奈川労働局(局長 荻原 俊輔)では、このたび、平成30年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果(※)を取りまとめましたので公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった1,401事業場のうち、585事業場(41.8%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、419事業場(違法な時間外労働があったもののうち71.6%)でした。

神奈川労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

(※) 改正労働基準法等の施行前の法令に基づく監督指導結果です。

【平成30年4月から平成31年3月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場:

1.401 事業場

このうち、973事業場(全体の69.5%)で労働基準関係法令違反あり。

- (2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ① 違法な時間外労働があったもの:

585 事業場 (41.8%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの:

419 事業場 (71.6%)

うち、月100時間を超えるもの:

277 事業場(47.4%)

うち、月150時間を超えるもの:

61 事業場(10.4%)

うち、月200時間を超えるもの:

8 事業場(1.4%)

② 賃金不払残業があったもの:

84 事業場 (6%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:

155 事業場(11.1%)

- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - ① 過重労働による健康障害防止措置が 不十分なため改善を指導したもの:

1.061 事業場 (75.7%)

うち、時間外・休日労働を月80時間※以内に

削減するよう指導したもの:

621 事業場(58.5%)

- ※ 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり おおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見がある ため。
- ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの: 200 事業場 (14.3%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (平成30年4月から平成31年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

〇 監督指導実施状況

平成30年4月から平成31年3月までに、1,401事業場に対し監督指導を実施し、973事業場(69.5%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが585事業場、賃金不払残業があったものが84事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが155事業場であった。

表 1 監督指導実施事業場数

		野叔长 道中长	兴科甘淮明坛 壮人决		主な違反事項別事業	業場数	
		監督指導実施 労働基準関係法令違 事業場数 反があった事業場数		労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置	
		事未物 奴	次が切りた事未物奴	(注3)	(注4)	(注5)	
	合計	1, 401	973	585	84	155	
	(注1,2)	(100%)	(69.5%)	(41.8%)	(6%)	(11. 1%)	
	製造業	198	139	86	10	17	
	表但未	(14. 1%)	(70. 2%)	00	10	17	
	建設業	108	75	41	5	8	
		(7.7%)	(69.4%)	71	Ü	U	
主	運輸交通業	277	231	183	18	22	
な		(19.8%)	(83. 4%)	100	10	22	
業種	商業	161	104	58	13	13	
梩		(11.5%)	(64. 6%)	00	10	10	
	接客娯楽業	156	126	70	21	43	
	及日共木木	(11. 1%)	(80.8%)	70	21	40	
	その他の事業	247	145	65	8	28	
	(注6)	(17.6%)	(58. 7%)	00		20	

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32条違反 [36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の10違反〔心理的な負担の程度を把握するための検査を行っていないもの〕の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
1, 401	264 (18. 8%)	490 (35%)	240 (17. 1%)	167 (11. 9%)	173 (12. 3%)	67 (4. 8%)
	(10.0/0/	(00/0)	(17.1/0/	(11. 3/0/	(12.0/0)	(4.0/0)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
1, 401	80	177	114	157	267	606
	(5. 7%)	(12. 6%)	(8. 1%)	(11. 2%)	(19. 1%)	(43. 3%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、1,061事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

	指導事項 (注1)						
指導事業場数	面接指導等の 実施 (注2)	長時間労働によ る健康障害防止 対策に関する調 査審議の実施 (注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルの関する調査 審議の実施	
1, 061	96	163	428	621	35	40	

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持 増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査 審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意 見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、200事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン)に適合するよう指導した。

表 5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

	指導事項 (注1)						
	始業・終業時刻 の確認・記録 (ガイドライン 4(1))	自己申告制による場合					
指導事業場数		自己申告制の説 明 (ガイドライ ン4 (3)7・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン 4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン 4(3)オ)	管理者の責務 (ガイドライン 4(6))	労使協議組織の 活用 (ガイドラ イン 4 (7))	
200	143	20	64	12	0	0	

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった585事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、419事業場で1か月80時間を、うち277事業場で1か月100時間を、うち61事業場で1か月150時間を、うち8事業場で1か月200時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超		
				150時間超	200時間超
585	166	419	277	61	8

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、108事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、398事業場でタイムカードを基礎に確認し、309事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、476事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

	白口由先制			
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注 2)	ICカード、IDカードを基礎 (注 2)	自己申告制 (注 2 , 3)	
108	398	309	476	

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
- (注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

				平成 30 年度	平成 29 年度
監督指導 実施事業	監督	督実施事業場		1, 401	1, 366
場		うち、労働基	ち、労働基準法などの法令違反あり		903 (<i>66. 1%)</i>
	1	違法な長時間	引労働があったもの	585 <i>(41. 8%)</i>	598 <i>(43. 8%)</i>
			1か月当たり 80 時間を超えるもの	419 (71. 6%)	480 (<i>80. 3%</i>)
		うち、味明間 外の実長い 動者もの時間 数が	1か月当たり 100 時間を超えるもの	277 (47. 4%)	378 (<i>63. 2%)</i>
主な 違反内容			1 か月当たり 150 時間を超えるもの	61 <i>(10. 4%)</i>	100 <i>(16. 7%)</i>
			1か月当たり 200 時間を超えるもの	8 <i>(1. 4%)</i>	21 <i>(3. 5%)</i>
	2	2 賃金不払残業があったもの		84 (6. 0%)	72 (5. 3%)
	3	過重労働によ	る健康障害防止措置が未実施のもの	155 <i>(11. 1%)</i>	117 (8. 6%)
主な健康	1	過重労働によ 指導したもの	る健康障害防止措置が不十分なため改善を	1, 061 <i>(75. 7%)</i>	1, 189 <i>(87. 0%)</i>
障害防止 に関する 指導の状		うち、時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの		621 <i>(58. 5%)</i>	817 (<i>68. 7%)</i>
況	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの			200 <i>(14. 3%)</i>	176 <i>(12. 9%)</i>

監督 指導事例

1 長時間労働を原因とする脳・心臓疾患の労災請求があった事業場に対し、 立入調査を実施した。

事例 1 (金融・広告 業)

- 2 脳・心臓疾患を発症した労働者について、36協定で定めた上限時間(特別条項:月65時間)を超える違法な時間外・休日労働(最長:月140時間)を行わせていたことから、指導を実施した。
- 3 また、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金について、一部未払いが 認められたことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

1 脳・心臓疾患を発症した労働者について、36協定で定めた上限時間(特別条項:月65時間)を超えて、1か月100時間を超える違法な時間外・休日労働(最長:月140時間)を行わせていたことが判明した。

労働基準監督署の対応

- ①36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたこと(労働基準法第32 条違反)について是正勧告
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導
- 2 また、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金について、一部未払いが判明した。

労働基準監督署の対応

時間外労働及び深夜労働に対し、法令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払うこと(労働基準法第37条違反)について是正勧告



過重労働による健康障害防止

長時間労働を行う労働者については、下記のとおり面接指導等を実施することとされています。

次の要件に該当する労働者

- ① 時間外・休日労働時間が月80時間(※)を超えていること
- ② 疲労の蓄積が認められること
- ③ 本人が申し出ていること

(※) 2019年4月1日から1か月当たり100時間から80時間に要件を拡大。

事業場で定めた基準(※)に該当する労働者

- (※) ① 時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者について、本人の申出が ない場合であっても面接指導を実施するように基準の策定に努める。
 - ② 時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮 が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象と なるよう基準の策定に努める。



面接指導の 実施義務

面接指導その他 これに準ずる措 置を実施する努 力義務

1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。

事例 2 (その他の 事業)

- 2 労働者3名について、36協定で定めた上限時間(特別条項:月100時間) を超える違法な時間外・休日労働(最長:月133時間)を行わせていた。
- 3 健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置に ついて、医師の意見を聴いていなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

1 労働者3名について、36協定で定めた上限時間(特別条項:月100時間)を超える違法な時間外・休日労働(最長:月133時間)を行わせていたことが判明した。

労働基準監督署の対応

- ①36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたこと(労働基準法第32条違反)について是正勧告
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導
- 2 健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置について、医師の 意見を聴いていなかったことが判明した。

労働基準監督署の対応

健康診断において異常の所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていなかったこと(労働安全衛生法第66条の4違反)について是正勧告



36協定の特別条項における「特別の事情」

特別条項を適用する際の「特別の事情」は<u>臨時的なものに限られ</u>、また、<u>限度時間を超えることのできる回数も全体として1年の半分を超えない</u>よう定めなければなりません。36協定の<u>特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数を超えた場合には、労働基準法違反</u>となります。

<臨時的に必要がある場合の例>

- ・予算、決算業務・ボーナス商戦に伴う業務の繁忙・納期のひっ迫
- ・大規模なクレームへの対応 ・機械のトラブルへの対応

健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取と事後措置

健康診断の実施

- ☞ 常時使用する労働者に対し、1年以内に 1回、定期に健康診断を実施しなければな りません。
- ☞ 深夜業を含む業務に常時従事する労働者 に対しては、6か月以内に1回の健康診断 を実施しなければなりません。



事後措置(健康診断後、使用者が実施)

☞ 健康診断で異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を 講じなければなりません。